

こども誰でも通園制度の制度化、 本格実施に向けた検討会（第3回）	資料3
令和6年10月30日（水）	

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 安定的な運営の確保

## 試行的事業の状況

- 試行的事業では、補助単価について、こども一人1時間当たり850円とした上で、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収することとしている。
- これに加え、医療的ケア児（2,400円）・障害児（400円）・要支援家庭のこども（400円）の受入れに係る加算措置を実施している。
- なお、キャンセル料については、当日のキャンセルがあった場合、市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、支払いの対象とする場合には、予定していた利用者の利用可能時間についても、利用したものとみなすこととしている。

## 第2回検討会での主なご意見

- 補助基準額について、いろいろな園から、この事業に参加したいけれども、この金額では到底やれなという声をその後も結構聞いている。いろいろな事業者が、多くの人がこどもたちを支えるようになるためにもう少し考えていただきたい。
- 給付制度として位置付けていくという意味では、行政責任として、どこにお住まいでも、誰でも利用できる環境を整える必要がある。地方部では人件費相当額の収入はなかなか厳しいため、安定的な財源確保をお願いしたい。
- お子さんをお預かりするときはかなり面接をするが、こどもの情報だけではなく、家族の情報なども含めて丁寧に対応する必要があるということで、ベテランの保育士と担当者と、こどもを見る人がいて、そこに対する最初の面接のときの報酬も1時間分とか、10時間以外の方が良いと思うが、考えていただく必要があるのではないかと。
- 安定的な運営確保のために、基礎的給付の実現が大事である。横浜市では、基礎分を実施されており、全国の取組の状況も確認した上で、運営確保のための体制整備をお願いしたい。また、専用施設があることで定員が増やせるという事業所のために、専用施設が確保できるような補助体制をお願いしたい。

## 対応の方向性（案）

- 令和7年度の制度化にあたっては、必要な保育人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する方向で検討する。また、こどもの年齢ごとに関わり方に特徴や留意点があることを踏まえ、利用するこどもの年齢に応じた1時間当たりの補助単価を設定することとしてはどうか。  
(※) 具体的な補助単価額については、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。
- その上で、医療的ケア児（2,400円）・障害児（400円）・要支援家庭のこども（400円）の受入れに係る加算措置については、引き続き実施してはどうか。
- なお、キャンセル料については、試行的事業と同様の取扱いとしてはどうか。